

平成27年4月6日  
事務局作成資料

資料 1

(第7回)児童虐待防止対策のあり方に関する検討委員会  
自立支援検討チーム

自立に向けた支援のあり方に関する現状・課題について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
総務課、家庭福祉課

## 課題・検討の方向

課題(1) 児童の安全確保を最優先にした一時保護の実施について

課題(2) 親子関係再構築支援のための取組

課題(3) 措置児童の確実な自立につなげていくため、施設、里親等に養育されている間に必要な取組について

課題(4) 施設退所児童等の円滑な自立のための居場所づくりの取組と工夫

## 課題(1) 児童の安全確保を最優先にした一時保護の実施について

### ○迅速、確実な一時保護の実施と一時保護中の支援のあり方

#### 現状(第6回委員会資料より)

#### 課題

- 平成25年度の実績
  - 所内一時保護: 21, 281件(内、児童虐待10, 105件(47. 5%))
  - 一時保護委託: 12, 016件(内、児童虐待5, 382件(44. 8%))
  - 所内一時保護の平均保護日数: 29.0日
  - ※以上、平成25年度福祉行政報告例から
- 年間平均入所率が100%を越える一時保護所は6か所  
また、81~100%の一時保護所は24か所  
(平成25年1~12月の間の一時保護所(132か所)の平均入所率)
- \* 平成26年4月の一時保護所数 134カ所  
※厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ
- 一時保護の判断基準として、子ども虐待対応の手引きでは「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」を示している。
- 一時保護解除の判断基準として、子ども虐待対応の手引きでは「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」を示している。
- 児童虐待を主訴として一時保護した件数の内、施設入所または里親等委託した件数は28.1%であり、一時保護所から帰宅等の件数は67.3%となっている。 ※平成25年度福祉行政報告例から
- 一時保護所の設置主体は、都道府県、指定都市等

- 子どもの安全に迷いがある場合は、積極的に一時保護を実施するという方向性についてどう考えるか。
- 迅速、確実な一時保護の実施のために有効な方策についてどう考えるか。
  - ・ 年齢や課題、期間等、様々な児童を保護するに当たり、望ましい環境を得るための工夫
  - ・ その後の親子関係再構築を念頭に、いかに親の理解を得るかの工夫 等
- 一時保護所の運営を児童福祉施設等を運営する社会福祉法人等に委託することについてどう考えるか。

## 課題(2) 親子関係再構築支援のための取組

### ○児童相談所と施設、児童家庭支援センターの役割と機能

#### 現状(第6回委員会資料より)

- 児童相談所と施設、児童家庭支援センターにおいて親子関係再構築の支援を実施。
- 施設においては、①施設に家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)の配置の義務化や心理療法担当職員の配置、②平成24年3月に施設種別ごとの施設運営指針及び里親養育指針を定め、その指針の中で家族への支援について規定、③平成25年3月に施設種別ごとの親子関係再構築支援事例集を作成し、平成26年3月に親子関係再構築支援ガイドラインを策定するなどにより親子再構築支援の充実を推進。
- 児童家庭支援センターにおいても、親子関係再構築支援を行うことが可能とされている。
- 児童相談所と施設が連携の上、親子関係の調整を行う必要があるが、児童相談所においては虐待の初期対応等に時間をとられるため十分な対応ができていない場合がある。
- 入所児童は必ずしも家庭復帰できる児童だけではない。(児童の今後の見通し「保護者のもとへ復帰」乳児院:23.4%、児童養護施設27.8%(H25.2))
- 児童家庭支援センターを有効に活用している自治体がある一方、設置していない自治体(22自治体/全69自治体)もある。

#### 課題

- 親子関係再構築を効果的に実施するための技術や手法の向上についてどのように進めていくか。
- 親子関係再構築支援について児童相談所の役割、児童養護施設等施設の役割、児童家庭支援センターの役割をどう考えるか。
- 親子関係再構築支援を行ったが、家庭復帰の見込みが立たない(又は長期間家庭復帰できない)児童に対する支援をどう考えるか。  
例えば、原則里親委託又はファミリーホームへの委託とすることについてどのように考えるか。
- 里親やファミリーホームに委託されている児童にかかる親子関係再構築をどう考えるか。